

令和5年度 谷地高等学校 新型コロナウイルス感染症対策基本指針【改定版】

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行することもない、基本指針を以下のとおり改定する。

1 基本的な感染症対策の継続について

(1) 家庭との連携による生徒の健康状態の把握

- ・生徒が、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことを呼びかけ、家庭に理解と協力を求める。ただし、家族に罹患者や発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある者がいることをもって、学校から登校しないことを求めることはできない。
- ・朝のSHRや部活動開始時の健康観察を行い、発熱や風邪症状・咽頭痛など体調不良が認められる場合には、自宅での休養や早目の受診を勧める。
- ・登校前に検温し自分の体調を確認することは、健康管理上望ましい習慣であるが、その結果を担当や顧問等に提出することまでは求めない。

(2) 適切な換気の確保

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。冬期間は、こまめに2方向の窓を同時に開けるよう配慮する。教室のCO2モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、1,000ppm以下を維持するようにする。

(3) 手洗い等手指衛生の励行

- ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、昼食の前後など、こまめな手洗いをするよう指導する。なお、指導にあたっては、手指用の消毒液が、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであることにも触れる。

(4) マスクの着用は個人の判断で

- ・マスクの着用は個人の判断を尊重する。ただし、登下校ラッシュ時の公共交通機関の利用等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスク着用を推奨する。
- ・花粉症や基礎疾患があるなど様々な事情により、引き続きマスクを着用する生徒に配慮し、マスクの着脱に係る差別や偏見が生じないよう指導する。

2 出席停止の取扱いについて

下記に該当する場合は「出席停止」の扱いができることを保護者・生徒に対して説明する。

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患して登校しない場合

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患して登校できない生徒は、インフルエンザと同様、「出席停止」とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した同居家族がおり、生徒自身も罹患している疑いがある、または感染するおそれがあるなどと不安を訴えて登校しない場合

(3) その他、校長が必要と判断した場合

- ・地域の感染状況や、本人家族の状況（高齢者や基礎疾患がある者がいるなど）を勘案して、協議の上、欠席とせず、「出席停止」とする。

新型コロナウイルス感染症罹患が確認された生徒の出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。
なお、「発症した日」「軽快した日」を0日として起算する。

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまで、生徒にマスク着用を推奨する。

3 地域や学校で感染が流行している場合の「一時的な」対応について

- (1) 活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控える。
- (2) 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
- (3) マスクの着用を推奨する。ただし、マスク着用を強いることがないよう配慮する。
- (4) 校長の判断により、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることを理由に登校しない生徒を、出席停止の扱いとする場合がある。
- (5) その他、各教科等に関する留意事項は下記根拠通知③の内容に準ずる。

4 留意事項

- (1) 発熱や風邪症状など、普段と異なる症状がある場合には、教職員・生徒とも自宅で休養することが重要であることを、機会をとらえて指導する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状をもって登校を一律に制限する必要はない。
- (3) 生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。

根拠通知

- ①「5類感染症への移行後の学校に置ける新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」
(文部科学省 令和5年4月28日)
- ②「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(文部科学省 令和5年4月28日)
- ③「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」
(文部科学省)

該当保護者各位

学校感染症による出席停止の手続きについて

山形県立谷地高等学校

生徒が「学校において予防すべき感染症」にかかった場合、本校では下記の基準に基づき、出席停止の措置をとらせていただきます。主治医から感染の恐れがないと判断され、登校許可が出るまで自宅で療養してください。医師による登校許可が出ましたら、次のとおりお願いいたします。

- ① 新型コロナウイルス、インフルエンザについては裏面の「学校において予防すべき感染症による受診報告書」中段の医療機関記入欄を保護者の方に記入していただき、学校に提出。
- ② インフルエンザ以外の学校感染症については、医療機関欄を、治療を受けている医師に記入してもらい、保護者捺印のうえ学校に提出。

【学校において予防すべき感染症の主な種類と出席停止の期間の基準】

※学校保健安全法施行規則第18条、第19条による

感染症名	出席停止期間（基準）
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日間を経過、かつ、解熱した後2日間を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日間を経過するまで
結核	医師が感染のおそれはないと判断するまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	医師が感染のおそれはないと判断するまで（全身状態がよくなるまで）
伝染性紅斑（リンゴ病）	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ肺炎	
流行性下痢嘔吐症 （感染性胃腸炎）	
その他の感染症	医師が感染のおそれはないと判断するまで

	校長	教頭	教務	担任	養護教諭
決 裁					

保管：保健室

学校感染症による受診報告書

山形県立谷地高等学校長 殿

下記のとおり、学校感染症にかかり、医療機関を受診しましたので、報告いたします。

年 組 番 生徒 氏名

保護者氏名

印

記

主治医殿

このたびは、本校生徒がお世話になり、ありがとうございました。学校感染症による出席停止の手続きをとりますので、以下にご記入してください。よろしくお願いいたします。

※医療機関記入欄（新型コロナウイルス、インフルエンザは処方箋等のコピー添付の上、保護者記入可）

1. 最初に受診した日 令和 年 月 日 ()
2. 医師の所見（診断名等）
3. 医療機関名（担当医名）

※学校記入欄

1. 出席停止の理由（診断名等）
2. 出席停止の期間 令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()
日間
3. 参考となる事項 令和 年 月 日 () より再登校